

# 建設委員会記録

開催日時 平成26年12月11日(木) 13:03~14:30

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

上田 悟 委員長  
辻本 黎士 副委員長  
太田 敦 委員  
岩田 国夫 委員  
国中 憲治 委員  
秋本登志嗣 委員  
山下 力 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 加藤 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

久保田 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

## (1) 議案の審査について

議第 86号 平成26年度奈良県一般会計補正予算(第3号)  
(建設委員会所管分)

議第 87号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

議第 88号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(建設委員会所管分)

議第 91号 奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例

議第 93号 流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収について

議第 96号 都市計画道路整備事業にかかる請負契約の変更について

議第 98号 奈良県西奈良県民センター及び大淵池公園の指定管理者の指定について  
(建設委員会所管分)

議第101号 奈良県第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者の指定に

ついて

議第102号 小泉県営住宅、天理県営住宅、橿原県営住宅、坊城県営住宅及び纏向県営住宅並びにそれらの共同施設並びに西小泉県営住宅、南和県営住宅、秋津県営住宅及び吉野県営住宅の駐車場の指定管理者の指定について

議第106号 奈良県営水道“ぷらん2019”の変更について

(2) その他

〈会議の経過〉

○上田委員長 皆さん、こんにちは。ご苦勞さまでございます。

ただいまから建設委員会を開会いたします。

秋本委員は少しおくれるとの連絡が入っております。ご了承願います。

それでは、早速でございますが、本日の案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおり、今回は10件ということでございます。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告につきましては、正副委員長会議の申し合わせによりまして、付託を受けました議案の審査結果のみについて、報告ということとなりますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長、そして水道局長の順に説明を願います。

○加藤県土マネジメント部長 それでは、県土マネジメント部所管の12月定例議会提出議案について、ご説明を申し上げます。

まず、平成26年度奈良県一般会計補正予算について、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」の9ページ、補正予算でございます。13台風11号等による災害への対応からが県土マネジメント部分ということでございます。

1つ目、公共土木施設災害復旧事業でございます。ことしの8月、台風11号によりまして、被災いたしました公共土木施設の復旧を行うものでございます。台風11号では、県の管理する施設につきまして、河川で36カ所、道路で15カ所、合わせて51カ所の被災がございました。これらにつきまして、今回4億7,200万円の補正をお願いする

ものでございます。また、あわせまして、早期の工事着手と適正な工期確保という観点から、平成27年度分、平成28年度分合わせまして合計で8億2,700万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

次の河川災害関連事業でございます。これは同じく、ことしの台風11号により被災した河川施設のうち、災害復旧事業の採択基準に至らなかった曾我川ほか4河川につきまして、これは県単独事業ということになるわけでございますけれども、1億200万円の補正をお願いするものでございます。また、あわせて、早期の工事着手と適正な工期確保の観点から、平成27年度分といたしまして、6,800万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、10ページ、14その他でございます。給与改定に伴う増額でございます。10月の人事委員会勧告を踏まえまして、給与の改定をお願いしているわけでございますけれども、増額となる13億6,100万円余のうち、県土マネジメント部及びまちづくり推進局に関するものが、このうち6,400万円余となっております。

次の11ページ、繰越明許費補正でございます。まず、新規でございます。吉野土木事務所天川駐在所耐震化事業でございますけれども、これは耐震改修工事を行うために、この建物の中にある防災無線等機器を一時的に移設し、その上で工事を実施する必要がございましたが、この通信、無線等の機器の移設の工法等に不測の日数を要したため、記載の金額の繰り越しをお願いするものでございます。

次の道路災害関連事業でございます。これは天川村南日裏の県道高野天川線で進めております紀伊半島大水害による復旧工事でございますけれども、ことし8月の台風11号の影響で、施工中ののり枠の一部が崩壊いたしました。このため、予定の工期内に工事を終えることが困難となりまして、記載の金額の繰り越しをお願いするものでございます。

次の道路橋りょう整備事業道路改良事業でございます。ここは、一般国道309号丹生バイパスで実施しておりますトンネル工事におきまして、騒音等の対策について、現場の近隣の方々との調整に不測の日数を要したため、工事の着手がおくれまして、予定の工期内に工事を終えることが困難となりました。このため、記載の金額の繰り越しをお願いするものでございます。

次の砂防事業砂防災害関連事業でございますけれども、十津川村折立において実施しております地すべり対策工事におきまして、ここでもことし8月の台風11号の増水の影響によりまして、施工済みの押さえ盛り土や工事用の進入道路が被災をいたしまして、予

定の工期内に工事を終えることが困難となりまして、記載の金額の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、公共土木施設災害復旧事業でございます。内容として3カ所でございます。一つは、十津川村七色の熊野川の護岸工事と天川村南日裏の県道高野天川線の復旧工事でございますが、これら2カ所につきましては、台風11号による被災のため、もう一カ所は、五條市大塔町の惣谷で行っております県道篠原宇井線でございますが、用地の境界確定の調整に不測の日数を要したことから、それぞれ予定をしておりました工期内に工事を終わらせることが困難となりまして、記載のと通りの繰り越しをお願いするものでございます。

続いて、債務負担行為補正の追加でございますけれども、再掲につきましては、説明を省かせていただきたいと思いますので、13ページ、第二浄化センタースポーツ広場指定管理事業ですが、これは第二浄化センターのスポーツ広場の管理を複数年、指定管理者に行わせるため、記載の期間、限度額の追加をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為の変更でございます。1つ目が、橋りょう整備事業にかかる契約でございます。これは一般国道168号辻堂バイパスでございます。この事業につきまして、平成29年度の完成をより確実なものとするため、堂平大橋の上部工の工事に今後必要となります仮架橋の工事、これを前倒しして、今年度内に発注をしまいたいと考えております。このため、辻堂バイパスのこの橋りょう分の債務負担行為につきまして、記載の増額をお願いするものでございます。

以上で、平成26年度奈良県一般会計補正予算の説明を終わらせていただきたいと思います。

次に、条例について、ご説明をしたいと思いますので、資料『「12月定例県議会提出条例」説明資料』をごらんください。

3ページ、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、地方自治法に基づきまして、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理できるように、措置するものでございます。市町村と調整が整った事務につきまして、その処理をできる市町村を追加するために、所要の改正を行うものでございます。

県土マネジメント部に関係いたしますのは、要旨欄の2の(3)と(5)でございます。(3)は、国有財産法、河川法の関係でございます。準用河川の中にあります国有地に立ち入り、あるいは境界確定に関する事務につきまして、奈良市ほか6市町村を追加するものでございます。

(5) は、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法でございますけれども、その関係でございます。都市計画決定された施設の区域内にあります土地を譲渡しようとする場合の届け出等の事務につきまして、安堵町を追加するものでございます。

5 ページの改正案欄の別表第一中の五でございますが、これが(3) 国有財産法、河川法に関するところでございますけれども、市町村を追加するというもの。そして7 ページの改正案欄の別表第一中の二十一のところは公有地の拡大の推進に関する法律の部分になりますが、安堵町を追加するというものでございます。

施行期日でございますが、4 ページ、施行期日は、平成27年4月1日でございます。

以上で条例の説明を終わらせていただきたいと思います。

次に、冊子「平成26年度一般会計補正予算案その他」をごらんいただけますでしょうか。

120 ページ、議第93号流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収についてでございます。これは流域下水道の維持管理費にかかる市町村の負担金につきまして、下水道法第31条の2の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。

今後の流域下水道の収入につきましては、人口の減少及び節水機器の普及等によりまして、やや鈍化すると考えておりますが、新たな下水道の接続等により、緩やかに収入は増加すると見込んでおります。一方、支出のほうでございますけれども、東日本大震災以降、電気料金の値上げがあったわけでございますが、今後、建設費で発行しました県債の償還費や、あるいは維持修繕費が減少していくこと、あるいはさまざまなコスト縮減策を進めておりますので、こういったことから、収支としましては、改善の方向に向かうと考えております。

このようなことから、平成9年度以降、長らく据え置いてきたわけでございますけれども、一般排水、中間排水、そして特定排水の下水道1立方メートル当たりの負担金の単価を、それぞれ2円引き下げまして、記載にありますように、それぞれ54円、86円、114円で改定をさせていただきたいと考えております。

新単価の適用期間につきましては、現在の単価の適用期間が平成27年3月までとなっておりますので、平成27年4月から2年間、平成29年3月までということをお願いしたいと考えております。なお、関係の市町村につきましては、これも下水道法に基づきまして、事前に意見照会を行っております。同意を得ていることをご報告させていただきたいと思っております。

次に、129ページ、議第101号奈良県第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。

施設名称は、奈良県第二浄化センタースポーツ広場でございます。指定の相手方は、サンアメニティ・Real Style共同事業体。期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年となっております。

県土マネジメント部所管の提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○林まちづくり推進局長 それでは、続きまして、まちづくり推進局所管の12月定例県議会提出議案について、ご説明をいたします。資料「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」に戻っていただきたいと思えます。

5ページ、2地域産業の支援・創出の新規事業、春日山原始林の活用と保全の担い手育成事業ですが、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、春日山原始林を観光資源として活用したエコツアーを企画・商品化するとともに、ナラ枯れや外来種の拡大が見られます春日山の植生保護等を行う保全活動の担い手を育成するため、467万円の補正をお願いするものでございます。また、債務負担行為につきましては、平成27年度まで限度額2,334万円余のお願いをするものでございます。

次に、3観光振興の奈良公園施設魅力向上事業ですが、県庁東交差点から大仏殿交差点までの電線地中化工事を伴う歩道整備につきまして、西側区間を整備しているところでございますけれども、平成27年度の完了に向け、東側区間の整備に着手するため、5,400万円の補正をお願いするものでございます。また、あわせて債務負担行為につきましては、平成27年度まで限度額1億4,100万円余をお願いするものでございます。

11ページ、繰越明許費補正の新規でございます。県営プール跡地の賑わいづくり検討事業ですが、これはホテル以外の施設の事業者を公募、選定するためのアドバイザー業務を行うものでございます。当初はホテル及びホテル以外の部分の事業者を一括して公募、選定し、今年度中に執行する予定としておりました。しかしながら、本年度にはホテル事業者のみを先に公募、選定し、その後、選定いたしましたホテル事業者とともに、ホテル以外のプロジェクトの内容を検討整理した上で、本年度末から平成27年度にかけてホテル以外の施設の事業者の公募、選定作業を行うこととしたため、記載の金額の繰り越しを行うものでございます。

次に、債務負担行為補正の追加でございます。既に説明をさせていただきました以外の事業についてですが、13ページ、西奈良県民センター及び大淵池公園指定管理事業ですが、大淵池公園の管理を指定管理者に行わせるため、記載の期間、限度額で補正をお願いするものでございます。

次に、小泉県営住宅ほか4団地及びそれらの共同施設並びに西小泉県営住宅ほか3団地の駐車場の指定管理事業です。小泉、天理、橿原、坊城及び纏向の各県営住宅並びにそれらの共同施設並びに西小泉、南和、秋津、吉野の各県営住宅の駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、記載の期間、限度額で補正をお願いするものでございます。

以上が平成26年度奈良県一般会計補正予算の説明となります。

続きまして、条例についてでございます。お手元の資料『「12月定例県議会提出条例」説明資料』をお願いいたします。

1ページの議第87号奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、知事の附属機関として、奈良県新公会堂新名称選定委員会を設置するため、所要の改正を行うものでございます。内容ですが、同委員会を設置し、奈良県新公会堂の新名称の選定についての審査に関する事務を担当させるものでございます。施行日につきましては、公布の日でございます。

続きまして、3ページ、議第88号奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。まちづくり推進局の所管としましては、要旨欄の2の(6)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法ですけれども、これに基づきます特定路外駐車場設置の届け出の受理等の事務につきまして、安堵町を追加するものでございます。7ページが新旧対照表となっております。なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

続きまして、8ページ、議第91号奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例でございます。奈良県新公会堂の会議室等の新設に伴いまして、使用料を新設する必要があるため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、要旨欄の8ページから10ページにかけて記載のとおりでございます。施行日につきましては、使用承認について、平成27年1月18日、使用料の納付につきましては、同年7月18日と段階的な施行といたしております。

以上が条例の説明となります。

次に、冊子「平成26年度一般会計補正予算案その他」でございます。

124 ページ、議第96号都市計画道路整備事業にかかる請負契約の変更についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2条の規定によりまして、平成26年3月25日議決の請負契約の変更について、議決を求めるものでございます。

請負契約名、防災・安全交付金事業（街路改良）外。請負者は、大成・檜尾特定建設工事共同企業体でございます。今回は工事期間と契約金額の変更で、期間は、平成27年2月27日までを平成27年7月10日まで4カ月余りの工期延期。さらに契約金額は、14億1,078万9,960円を14億6,779万2,360円に5,700万円余の増額でございます。

この変更につきましては、前回の委員会でもご報告させていただきましたけれども、本工事の先行工事となります新奈良県総合医療センターの造成工事におきまして、水を含むと著しく作業効率の低下する軟弱地盤の影響によりまして、工事中の路床改良、切土、のり面の安定といった軟弱地盤への対策などが生じたこと。さらには、労務単価上昇に対応するため、請負金額を変更するものでございます。また、病院造成工事側のおくれ、それに伴います軟弱地盤対策などによりまして、合わせて工期延期を行うものでございます。

次に、126 ページ、議第98号奈良県西奈良県民センター及び大淵池公園の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

指定の相手方でございますが、青垣協同組合グループ。指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年となっております。

130 ページ、議第102号小泉県営住宅、天理県営住宅、橿原県営住宅、坊城県営住宅及び纏向県営住宅並びにそれらの共同施設並びに西小泉県営住宅、南和県営住宅、秋津県営住宅及び吉野県営住宅の駐車場の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法の規定によりまして、議決を求めるものでございますけれども、指定の相手方といたしまして、株式会社東急コミュニティー。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5カ年となっております。

まちづくり推進局所管の議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○久保田水道局長** それでは、奈良県営水道“ぶらん2019”の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元の資料「奈良県営水道“ぶらん2019”の変更につ



いて」と、別刷りの冊子「奈良県営水道“ぷらん2019”」をご用意いただけますでしょうか。

本案件につきましては、平成26年11月4日に本案件を議題といたしまして建設委員会を開催いただいたところでございます。建設委員会におきまして、複数の委員の方から五條・吉野地域は、この「奈良県営水道“ぷらん2019”」の対象区域外であるが、その五條・吉野地域において、県地域振興部が進めようとしている水平連携についてのお尋ねがございました。委員会終了後、ご質問いただきました各委員の方にお時間をとっていただきまして、同地域におきます今後の取り組みを、主に県地域振興部が中心となりまして、ご説明を申し上げ、ご了解を賜ったところでございます。また、その際、吉野川の現状や、あるいは市町村との連携に当たりましての留意点など貴重なご意見、アドバイスを頂戴したところでございます。ありがとうございます。今後に活かしてまいりたいと考えております。また、過日、その旨を上田建設委員長に報告させていただきましたことをご報告いたしまして、本日は改めまして今議会に提出いたしました「奈良県営水道“ぷらん2019”の変更について」のご説明をいたします。なお、前回と説明が重複いたしますので、見直しをしようとする2点を中心に簡潔に説明をさせていただきます。

資料「奈良県営水道“ぷらん2019”の変更について」を中心に説明をさせていただきます。資料中の水需給欄をごらんいただけますでしょうか。県域全体で水道資産の最適化から見た県営水道占有率のあり方を記載しております。

市町村の自己水が比較的不安定な中和地域におきましては、一層県営水道への転換を進めることとしております。特に県営水道から直接自然流下方式で給水することが可能な市町村におきましては、市町村の自己水を廃止しまして、県営水道100%を実現することといたしております。一方、北和地域でございますが、市町村自己水が安定している地域でございます。安定した自己水の使用量も今後減少傾向が続くことから、県域全体での水源選択の最適化という観点から、北和地域におきましては、県営水道占有率を縮小していくことといたしました。このような観点から、奈良県営水道“ぷらん2019”の見直しを行いますと、県営水道占有率と投資額の2点について、修正をしたいと考えております。

まず、見直しの1点目、県営水道占有率でございます。当初は、中和地域も北和地域も含めまして、県営水道が進出するとしたのを改めまして、県域全体での水源の最適化という観点から、中和地域において重点的に県営水道への転換を進めることといたします。その結果、県営水道占有率は、当初計画時に予定しておりました61%を改め、56%に下

方修正したいと考えております。

さらに、見直しの２点目、投資額でございますが、１０年間の投資額でございます。当初２８５億円を見込んでおりました。中和地域におきます県営水道転換をさらに推進することによりまして、受水地点の増設などで３７億円の投資がさらに必要となりますが、一方、既存施設のダウンサイジングなどを行うことによりまして、９８億円の減額を目指すことができるいたしました。その結果、トータルいたしますと、６１億円の減額が可能となりますので、投資額を２２４億円に、こちらも下方修正することとしたいと考えております。

以上が奈良県営水道“ぷらん２０１９”の変更点でございます。

なお、本計画は、平成３１年度が到達点でございますが、その平成３１年から間もなく、予定としましては、平成３４年ごろから、管路、水道管の更新が本格化してまいります。投資の増加が見込まれるものでございます。水需要が減少していく中での投資となりますので、先を見越しまして従前以上に適切な維持管理によります施設の長寿命化やダウンサイジングにより、将来の経費負担減に取り組みますとともに、計画的な投資を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上田委員長 今、それぞれから付託議案についての説明をいただきました。

質疑等がありましたら、ご発言を願いたいと思います。

○太田委員 意見を述べるのは、よろしいでしょうか。

○上田委員長 結構です。付託議案について。

○太田委員 先ほど久保田水道局長から、「奈良県営水道“ぷらん２０１９”の変更について」のご説明がございました。意見を述べておきたいと思います。

今回の県営水道の占有率と施設投資の下方修正については、私たちも了承するところでございます。奈良県の水道は、先ほどもありましたけれども、人口減少による水需要の減少、あるいは老朽化、水道設備の更新や耐震化などの費用の増加、また、水道職員の退職などによって、技術力の低下などの課題を抱えているかと思えます。県は安全で安い水を安定して供給するために、関係する市町村の自治権を尊重した上で、協議を尽くすことが大事だと思います。同時に、県は、国に対して老朽化による改良や更新、また導水管・送水管の耐震化などに対する財政支援の拡充なども今後ぜひ求めていただきたいと思えます。また、市町村の自己水は、災害や事故などが起こった際のライフラインの確保として重要

な役割を担っていると思います。市町村が複数の水源を確保して受水することは、何より県民にとって安心で安全な水を供給する不可欠な課題であると私たちは考えておりますので、ぜひ今後に生かしていただきたいと思います。以上です。

○上田委員長 はい、ありがとうございます。

ほかに質疑等ございませんか。

○川口委員 冊子「平成26年度一般会計補正予算案その他」の121ページの流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収についてですけれど、適用期間、平成27年4月分から平成29年3月分の負担金について、適用すると。これ以降はどういうことになるのか。

それから、これは直接の議案ではなく、関連になるわけですけれども、かねがね私が要望しておりますし、先般の一般質問でなら元気クラブの山本議員からも質問がありましたけれど、130ページは、県営住宅の指定管理者の問題ですけれども、県営住宅は、かなり老朽化しています。耐久年度が過ぎているものもかなりあるということで、これらに対する対応策は具体的に示されるべきではないかと。これは要望だけにしておきたいと思いますが、一体どういう今の県政のスタンスなのか。要は、わかっているのだろうと思うけれども、入居者が、おおよそ高齢者が多いということで、高齢者がいなくなることを、変な言い方ですけれども、亡くなるのを待っているのかというような、そういうげんごな思いを感じるわけです。一体どういうスタンスで臨もうとなさっているのか、これを伺っておきたい。

○上平下水道課長 負担金につきまして、平成29年4月以降どうなるのかということですが、今年度、平成27年度、平成28年度、いわゆる平成29年3月までの負担金ということで、平成29年4月以降につきましては、今回と同じように、再度負担金がどうあるべきかを見直しまして、もし、たとえ同額でありましても、議会に上程させていただきます。以上です。

○上田委員長 県営住宅のほうは。

○丸山住宅課長 今、ご指摘いただきましたように、県営住宅が非常に老朽化している、耐用年数が過ぎている、非常に高齢化した住民の方が多くいらっしゃるという、多くの問題を抱えていることは十分認識しております。委員からご指摘いただきましたけれども、住民の方が亡くなるのを待っているのかというようなことは、全く考えておりませんので、その問題を早急に解決をすべく、今現在、計画づくりを庁内で進めているところでございます。それができましたら、きちんとお示しさせていただきたいと考えているところでござ

ざいます。以上です。

○上田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、付託議案についての質疑等は、以上で終了いたします。

続きまして、この付託議案につきまして、意見等があればご発言願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

採決は、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りをいたします。

議第86号中当委員会所管分、議第87号、議第88号中当委員会所管分、議第91号、議第93号、議第96号、議第98号中当委員会所管分、議第101号及び議第102号、並びに議第106号につきましては、全て原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしとのことでございます。

よって、ただいまの全ての議案は、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査は、終わっておきたいと思います。

次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組についてはほか2件、まちづくり推進局長からは、平成26年度予算「公共事業の主な事業箇所」の事業費の変更ほか2件について、報告を行いたいとの申し出がありました。報告をお受けしたいと思います。順にお願いいたします。

○加藤県土マネジメント部長 それでは、資料「報告1 紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組」を用いまして、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みにつきまして、当委員会と関連の深い部分について、簡潔にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、4ページ、現在の避難の状況でございます。平成26年11月17日時点ということになりますけれども、現在避難をされている方々は、五條市の11世帯21名でございまして、前回の報告から3世帯4名減少している状況でございます。全て五條市辻堂地

区の皆様でございます。

この皆様方の帰宅のめどでございますけれども、5ページ、今後の帰宅等が可能となる目途というところがございますけれども、平成26年12月下旬となる予定でございます。前回報告では、来年の1月末とご報告をさせていただいておりましたけれども、この地区の柳谷の堰堤工事が、予定よりも1カ月ほど早く完成する見込みが立ってまいりましたので、12月下旬には五條市が災害対策本部を開催いたしまして、この地区の避難指示、勧告の解除の検討を行うことになりました。

7ページ、今ご説明しました五條市辻堂地区の状況でございます。写真は、平成26年10月21日撮影と、少し前の写真でございますけれども、この堰堤工事が順調に進んでおります。12月5日現在で95%、コンクリートの打設が終わりまして、今週にももう一回コンクリート打設行いまして、97%まで今週中に進捗をする予定でございます。こうしたことから、12月下旬には、この堰堤が完成する見込みとなっております。また、国道168号でございますけれども、橋りょうの復旧は、既に8月末に終わっております。今後避難解除にあわせまして、現在対岸の仮設道路に迂回をしているわけでございますけれども、この交通を切りかえてまいりたいと考えております。

次に、9ページ、新しい集落づくりでございます。十津川村で検討を進めている取り組みでございます。今後の予定でございますけれども、やりがい・生きがい『谷瀬』プロジェクトにおきましては、案内板の設置や遊歩道の整備といった受け入れ環境の整備を進めてまいります。また、空き家の改修等によります交流拠点の検討などもあわせて進めてまいります。

また、助け合い・支え合い『高森』プロジェクトでございますけれども、高齢者向け住宅等の整備などを進めまして、この高齢者向け住宅につきましては、年度内に基本設計に着手してまいりたいと考えております。また、Uターン、Iターン者を想定した住宅整備やあるいは集落内外からの人もくつろげるような集落空間の構築につきまして、検討をさらに進めてまいりたいと考えております。

10ページ、インフラ等の復旧状況でございます。大規模崩落への対策につきましては、前回9月に報告をさせていただいたわけでございますが、新たに5カ所で工事を完成させることができました。御杖村土屋原、天川村広瀬、そして十津川村の小井、宇宮原、今西の5つの箇所が完了いたしまして、今年度完成箇所は、6カ所になりました。

11ページ、完成目標欄を濃いグレーで網かけをしたものが完成をしております6カ所

でございます。今年度につきましては、②番五條市大塔町辻堂鍛冶屋谷、④番黒滝村赤谷、⑤番黒滝村中戸の3カ所につきまして、今年度内の完成を目指しております。

赤谷（五條市大塔町）をはじめとする国の6カ所の事業につきましては、12ページ。いずれも平成28年度の完成目標ということで、工事を進めております。台風11号の影響で、五條市大塔町赤谷、十津川村栗平といったところで影響がございましたけれども、現在ここに示したような工事を順次進めている状況でございます。

13ページ、河川・砂防の災害復旧事業の状況でございます。これまでに9割以上の箇所ですべて完了しておりますが、今回は新たに2カ所、河川の関係、熊野川の十津川村宇宮原と神納川（十津川村内野～杉清）、この2カ所の土砂撤去が完了しております。

14ページ、この2カ所の完了によりまして、河川堆積土砂の撤去につきましては、8カ所全てが終わりまして、予定をしておりました221万立方メートルの土砂の撤去を終えた状況になっております。実際、現地では、その後も平成25年の台風18号やことしの台風11号でのさらなる土砂の堆積というものもございますので、現場の工事のほうは引き続き進めている状況でございます。

15ページ、河川・砂防の関係の一覧表でございます。下の2つが今、ご報告をいたしました堆積土砂の撤去が終わった2カ所、そして今年度は、③北山川（十津川村竹筒）と④熊野川（十津川村宇宮原）の2カ所について、今年度内の完成を目指している状況でございます。

16ページ、道路の災害復旧事業の状況でございます。前回から以降、新たな完成箇所はございませんけれども、17ページにありますように、ことしになって1カ所、国道168号の橋りょうの復旧が済んでおります。そして今年度は、②国道168号（十津川村長殿）、③国道169号（川上村迫）、④国道369号（宇陀市榛原内牧）の3カ所につきまして、完成を図ってまいりたいと考えております。

18ページ、紀伊半島アンカールート、国道168号の進捗状況でございます。国の権限代行で3カ所、県で3カ所、都合6カ所で事業を進めております。その6カ所の進捗状況を19ページに示しております。代表的なところだけご説明させていただきますが、県で進めております川津道路でございますけれども、用地の取得が全て終わりまして、平成27年度の完成供用に向けまして、現在、国王トンネルの工事に着手をしたところでございます。真ん中の写真になります。これも平成26年10月末の写真ということで、少し前の写真でございますけれども、写っているのが橋りょうでございます。河津大橋がこの

ように完成をいたしまして、その向こう側が、ちょうどトンネルの坑口になってまいりますので、ここで今、工事の着手を始めた状況でございます。

次に、32ページ、安全・安心への備えでございます。まず、深層崩壊のメカニズム解明と対策研究でございますけれども、これは前回、ご報告しましたように、平成26年9月5日に奈良県深層崩壊マップと奈良県深層崩壊マップの解説を公表させていただきました。その後、これに関係する11市町村に配布いたしまして、職員がその市町村に出向き、説明を実施している状況でございます。

そして、33ページ、監視・警戒・避難のシステムづくりでございます。地域の防災力向上の仕組みづくりなどにつきまして、県南部の市町村の職員といろいろと意見交換を行っておりまして、そうした成果を今後の取組予定にありますように、土砂災害地域防災マップづくりガイドライン及び土砂災害地域防災マップづくり事例集といったものに生かしてまいりたいと考えております。

報告1については、以上でございます。

続きまして、報告2でございます。「インターイベント2014」及び「県防災セミナー」の開催状況についてという資料を配付させていただいていると思います。

まず、国際シンポジウムインターイベント2014について、ご報告をさせていただきますと思います。強靱さを備えた社会を構築するための減災対策と題しまして、先々週になりますけれども、平成26年11月25日（火）から28日（金）までの4日間、奈良県新公会堂で開催をいたしました。世界25カ国から参加をいただきました。参加者は406名ということでございますけれども、海外から25カ国、83名の方にご参加をいただいております。また、シンポジウム初日の開会式及び基調講演におきましては、一般県民の皆様にも無料で開放いたしまして、116名の方にご参加をいただいております。

内容でございます。口頭発表やポスターセッション等、約100件の研究成果の報告が行われたわけでございますけれども、ポスターセッションでは、県から紀伊半島大水害に関しまして、2点、深層崩壊のメカニズムについてわかったことと、監視・警戒・避難のシステムづくりに関する取り組みについて、報告をさせていただいております。また、天川村からは土砂災害に関する防災・減災への取り組み、十津川村から復旧・復興と今後の課題について、発表をさせていただいております。また、この会議では、現地見学、エクササイズも開催されまして、3つのコースが設定されたわけですが、一番多くの参加をいただきましたのは、深層崩壊コースで、赤谷地区等における現場を視察いただい

ております。

続きまして、県が主催いたしました県防災セミナーについて、ご報告をさせていただきたいと思っております。インタープリベントはどちらかというところと専門家の会合でございましたので、こちらのほうは、一般県民の皆様方への周知をより図ろうということで、県防災セミナーを開催いたしました。開催いたしましたのは、インタープリベントの前日でございます、振りかえ休日になりましたが、平成26年11月24日（月）、奈良県文化会館で開催いたしました。参加者は219名、うち海外から19名の参加をいただきました。

内容でございますけれども、座談会ということで、インタープリベントの副会長でございます、丸井新潟大学名誉教授の司会のもと、県知事、オーストリアの砂防部長、スイスの環境局副局長、こういった国際的なメンバーでの座談会を開催いたしました。また、緊急報告ということで、広島大学の海堀教授から、ことし8月に発生いたしました広島市の大規模土砂災害について、被害の状況やその原因等につきまして、調査分析された内容について、講演をいただきましたし、また、紀伊半島大水害の調査研究ということで、奈良県がこの3年間取り組んできたことにつきまして、報告をさせていただきました。これらのセミナー、シンポジウムの開催を通じまして、国内外に対して奈良県が経験した土砂災害、そしてその対応について、広く情報発信ができたのではなかろうかと考えているところでございます。

報告2につきましては、以上でございます。

次に、報告3について、資料平成26年度予算「公共事業の主な事業箇所」の事業費の変更についてご説明をさせていただきたいと思っております。公共事業の主な事業箇所の事業費の変更についてでございます。

表紙に概要を記しておりますけれども、予算づけの目的や内容などの透明性を図ろうということで、平成25年度の2月補正予算、そして今年度の当初予算の発表時に公共・建設事業のうち、主な事業箇所となる135カ所について、建設委員会でご報告をさせていただきました。今回、平成26年10月末時点で事業費が3割以上増減したものについて、その内容について、ご報告をさせていただくものでございます。まちづくり推進局分を含めまして、6件ございますが、まず、県土マネジメント部の3件について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

1ページ、1. 事業促進のため、増額して事業を前倒しするものということで、2つございます。まず1つ目でございますけれども、天理市櫛本町におけます県道福住横田線の



歩道整備工事でございます。本事業箇所は、櫛本小学校の通学路となっておりますけれども、歩道が未整備で、その上、交通量も多いということで、通学する児童が危険を伴う状況になっております。また、平成24年に実施をいたしました通学路の緊急合同点検でも要対策箇所に上げられたところでございます。ここで歩道の設置工事を進める上では、沿線の地元地権者にいろいろと工事のご了解を得ながら進めなければならないわけですが、当初、想定していました以上に、地元のご協力が得られたということでございます。緊急性が高い事業でありますことから、工事を前倒しして、事業費を増額したというものでございます。

それから、2つ目でございます。観光振興に資する道路整備の推進のカテゴリーに入るものでございますけれども、これは県内の自転車道ネットワークの中での、案内サイン等の整備を行うものでございます。案内サインの具体的な位置等につきまして、地元の市町村、関係機関との協議を進めておるわけですが、その協議が整ったものにつきまして、工事を促進することといたしまして、事業費を増額したものでございます。奈良市、天理市の市街地から東部の山間地域に至る案内誘導の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、2ページ、3. 国庫補助事業について、交付金の認証減等の結果、事業費を減額するものでございます。

大和郡山市野垣内町におけます蟹川の護岸工事でございます。防災安全交付金で事業を進めているものでございますけれども、残念ながら期待をしていただけた配分をいただけませんでしたので、整備区間を縮小いたしまして、事業費を減額したものでございます。

県土マネジメント部分は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林まちづくり推進局長 続きまして、同じく報告3、資料平成26年度予算「公共事業の主な事業箇所」の事業費の変更についての1ページ、まちづくり推進局分ですが、2. 関係機関との調整や事業費の再精査の結果、事業費を減額するものということでの説明でございます。まず、1つ目、(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業西九条佐保線についてでございます。京奈和自動車道大和北道路の(仮称)奈良インターチェンジから、奈良市中心市街地へアクセスする道路として、整備を進めておりますけれども、用地買収が難航いたしまして、協力が得られなかったために、事業費を減額するものでございます。

それから、2つ目の都市計画道路のあり方検討(集約型都市構造検討業務)奈良市他に

ついてでございます。この業務ですけれども、鉄道駅周辺の都市計画道路を含む既存市街地をより使い勝手のよい土地に再編活用する事業計画構想を作成するものでございます。当初は、奈良市、大和高田市、大和郡山市、桜井市、宇陀市の5地区で予定をしておりましたけれども、発注の段階で奈良市との調整のおくれによりまして、準備が整わず、奈良市を除く4地区で検討を行うこととなったために、減額をするものでございます。

次の2ページ、2. 国庫補助事業について、交付金の認証減等の結果、事業費を減額するものということで、補助街路事業畝傍駅前通り線についてでございます。無電柱化をし、歩道を拡幅することにより、安心して快適な歩行空間の形成を図る事業でございますけれども、この事業につきましても、国庫認証減のために、事業費がいただけず減額したものでございます。

以上が報告3でございます。次に報告4、資料（一財）なら建築住宅センターの公益目的支出計画実施報告についてでございます。法律に基づきまして、一般法人へ移行いたしました法人は、移行の際に、保有する正味財産相当額の大部分を公益目的のために支出する公益目的支出計画を作成いたしまして、その計画に従って、最終的にゼロになるまで公益目的のために支出する必要がございます。また、支出している間ですけれども、毎年県に対して実施報告を行い、公益事業等を着実に実施しているか、監督を受けることとなります。今回、初めてとなります。（一財）なら建築住宅センターから実施報告書の提出がございまして、その審査が終わったため報告をするものでございます。報告書は平成26年6月25日に総務課へ提出されました。総務課と建築課で審査を行いまして、10月10日に審査が完了しております。

計画の概要ですけれども、公益目的のために支出する公益目的財産額が、約5億7,050万5,000円でございます。毎年約1,240万2,000円ずつ公益目的のために支出し続ける計画になっております。支出先ですけれども、1番目といたしまして、建築物等の健康診断とも言える定期報告につきまして、対象となる建築物の所有者等へ情報提供を行う建築物等の定期報告に関する情報提供事業。2番目といたしまして、建築や住宅に関します相談に対して、無料で必要な助言や情報提供を行う建築・住宅に関する相談対応事業。3番目としまして、建築・住宅に関する講習会事業の3つの事業を実施する計画となっております。

平成25年度の状況でございます。公益目的支出額は、約1,638万5,000円で事業の内訳は、記載のとおりでございます。

審査になりますけれども、総務課が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりまして、公益目的支出が行われているか、また、公益目的支出計画に比べて著しく少なくないか。さらには法人の財務状況が将来の公益目的支出に支障を生じるおそれがないかといった観点で、建築課が日誌などの根拠となる資料の閲覧や、(一財)なら建築住宅センターへの3回のヒアリングを通じまして、実施事業の内容が適切かという観点で、審査を行った結果、支障がございませんでした。今後も引き続きまして公益事業の支出が適正に行われているかどうかにつきまして、総務課と連携し、しっかりと指導監督をしていきたいと思っております。

以上が報告4です。

続きまして、報告5、資料都市計画変更「(都)西九条佐保線平面道路化・JR関西線高架化・新駅設置」についてをお願いいたします。都市計画道路の西九条佐保線の平面道路化、JR関西本線の高架化及び新駅の設置について、ご報告をいたします。これまで何回か説明をさせていただいておりますけれども、都市計画変更手続の準備が整いましたので、ご報告するものでございます。

今回の都市計画変更の内容でございますけれども、大和北道路の(仮称)奈良インターチェンジから奈良市中心市街地へのアクセスの確保、鉄道の高架化によります地域分断の解消、さらには踏み切り除去によります交通安全性の向上を目的とし、資料中平面計画(道路・鉄道)欄の図の赤色で示しております西九条佐保線を平面道路に、青色で示しておりますJR関西本線を高架に変更するものでございます。また、地域の活性化と公共交通の利便性の向上を図るため、大和北道路の(仮称)奈良インターチェンジ付近に新駅を設置する変更もあわせて行いたいと考えております。

新駅を含めました都市計画変更については、これまで奈良市との間で協議を進めておりましたが、先般、平成26年12月2日になりますけれども、奈良市議会の本会議の中で、奈良市長から、県における都市計画決定及び事業化に向けての進捗状況について、西九条佐保線の都市計画の変更、JR関西本線の高架化及び新駅の設置の都市計画の決定を同時に行うこととの認識を示された上で、今後財政負担や周辺整備の役割分担につきまして、県と協議を行っていくという具体的な答弁をされました。県といたしましては、都市計画変更の手続に着手するとともに、周辺整備の役割分担等について、奈良市と具体的な協議を進めていく予定でございます。

変更手続でございますけれども、都市計画決定の手続き欄のスケジュールを見ていただきたいのですが、都市計画変更に関する原案を作成した後、地元調整を行いまして、平成27年春ごろに地元説明会を開催できるよう、手続を進めてまいります。また、原案に対する地元住民の方々のご意見、奈良市の意見も踏まえた上で都市計画審議会の審議を経まして、平成27年秋ごろに都市計画変更の告示を予定しております。

以上が報告5であります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上田委員長 ありがとうございます。

ただいまお受けいたしました報告、またはその他の事項も含めまして、質疑等があればご発言願いたいと思います。

○太田委員 それでは、質問させていただきます。

まず、1点目ですが、先ほど議案の中でもございましたが、流域下水道の維持管理費の市町村負担金につきましては、ご説明があったとおり、平成27年と平成28年の2年間、負担金の単価を2円減額するというところでございます。例えば、大和高田市で置きかえますと、年間500万円の減額になると聞いております。一般家庭の水道料金が120円で、汚染処理の原価というのは275円ということで、この回収率は43.6%で、この負担金はなかなか水道料金、下水道料金の引き下げにはつながらないということでございます。改めてこの汚水処理原価と水道料金にかなり大きな開きがあるということなのです。水道料金を上げるというわけにはなかなかいかないのですけれども、この原価を下げる取り組みという点で、県はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○上平下水道課長 処理原価につきましては、公共下水道の建設にかかる起債償還費と人件費、委託費、維持管理費、そして今回引き下げの議案を提出しています市町村維持管理費等負担金から構成されています。したがって、市町村下水道料金の処理原価を下げるために、県としてできることは、この負担金を引き下げることとなります。それで、処理原価を下げるためには、流域下水道の維持管理費のコスト削減を図る必要があります。そのために機器、設備の長寿命化や電気代をはじめとする運転コストの削減を実施します。具体的には処理場の全ての機器類の劣化度調査を行いまして、その結果をもとに将来発生する維持修繕や更新の時期と費用を予測しまして、ライフサイクルコストが最小になるような更新計画を策定しまして、また国庫補助事業も活用しながら、予防保全型の施設管理へ移行を行ったり、また将来の流入汚水量の減少を見越した機器の統合や廃止等を考慮した

更新計画の策定によりまして、費用の削減を図ります。ほかにも1日のうち、例えばその汚泥処理量がピークとなるような時間帯は、その汚泥を一時貯留して、時間をずらして処理するなど、運転方法の工夫により、更新時には機器の台数を減らして、更新費用を削減するということや、あと、機器の更新時に当たっては、新技術を用いました省エネルギー型機器を採用して、使用電力の削減を行います。今後はこのような形でコスト削減に取り組んでまいります。以上でございます。

**○太田委員** ありがとうございます。この水道料金、下水道料金の引き下げの取り組みということでございます。この前も一般質問をさせていただいたのですけれども、やはりこの普及率を上げて、いかに接続率を引き上げるか、これも大きな一つの課題になってくるかと思うのです。例えば大和高田市などでいいますと、財政的な面もさることながら、この普及率がなぜ進まないのかということでお聞きしましたら、本管を通したいけれども、私有地で所有者の了解が得られないなど、技術的な問題もあったとお聞きをしております。こういう点、特に県政でいいますと、奈良県全体でいろいろな課題というのを聞き、そしてそれを克服するということでやってこられた側面もあるかと思うのですけれども、そうした支援をぜひ行っていただきたいと思っているのですが、その点、県のお考えがあればお聞きしたいと思います。

**○上平下水道課長** 本会議でも接続率の向上等の答弁もありましたように、まず一つ、接続率につきましては、市町村の下水道経営にとっても非常に重要な、大変役に立つというか、健全化に向けて効果のあることですし、また県にとっても、本会議でも申しましたけれども、大和川の水質改善を図るということで、県も市も両方、非常に効果的な有意義なものだと思っております。そのほかにもいろいろな、今、委員がおっしゃられたように、例えば技術的な問題とか、そういう市固有の問題等もあると思いますので、一度、市町村も含めた下水道経営の健全な方策の形にはどのようなものがあるかということで、負担金にかかる会議等も市町村と県とでつくっておりますので、その場で各市町村のいろいろな意見や効果的な事例なども聞いて、それを進めて、ほかの市町村にも紹介してまいりたいと思っております。以上です。

**○太田委員** よろしくお願ひします。

もう1点ですが、駅の無人化の問題、これも一般質問で取り上げさせていただいたのですけれども、もう少し聞かせていただきたいと思ひます。

この前の近鉄松塚駅の無人化に当たりましては、地元から高額紙幣の対応とか、あるい

は無人になった際に巡視員や監視カメラの設置等の要望があつて、近鉄も対応すると、このようなお話がございましたが、それ以外に、駅ののり面部分の土砂が道路に流れ込んだり、このようなことで困っていらっしゃるというお話もお聞きしましたが、地元からほかにどのような要望があつて、近鉄がどのように対応しようとしているのか、その点について、お答えいただきたいと思ひます。

**○村上県土マネジメント部次長（地域交通課長）** 近鉄大阪線の松塚駅の無人化についてですけれども、先日、知事の答弁から、地元からの要望に対する近鉄の主な対応状況を答弁させていただきましたが、それ以外では、具体的にどういった要望が上げられているかと申しますと、大きく分けて5つございます。一つは、雨水対策として、駅の側溝の整備、今、太田委員がおっしゃった内容でございます。そのほかは、高校生の通学への対応、駅周辺の草刈り、自動券売機の日よけ対策、そして住民への周知を行うこと、これらのことについて、地元の自治会や高校などから要望はございました。

これらの要望を踏まえまして、近鉄に伺ったところですが、まず最初、駅の側溝の整備につきましては、現在まだやっておりますが、今年度中には整備を実施することを決定しているということでございます。高校生の通学の対応については、平成26年12月21日に無人化を実施する予定にしておりますが、その際の駅の利用客の状況も含めて状況を見て、今後、検討をするということをお聞きしております。一方、その他の要望でございますが、駅周辺の草刈りについては、平成26年9月に実施済みでございます。自動券売機の日よけ対策については、平成26年8月に日よけパネルは設置されており、9月に液晶パネルの交換が行われております。11月には、地元住民への周知を行うために、ポスターが駅に掲示されているところでございます。今のところ、大和高田市からは、新たな要望は出ていないと聞いておりますけれども、さらに要望がございましたら、改めて近鉄に対して働きかけを行ってまいりたいと思ひますし、地元市町村から、また具体的にこういうことをしたいという提案がありましたら、県としても一緒に知恵を出して、支援についても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○太田委員** 松塚駅は、非常に歴史のある地域でございますが、ご高齢の方もたくさん住んでいらっしゃいます。ところが、この松塚駅は、ほとんどバリアフリーがされていない状況でございますので、また、私も引き続き地元の要求を、県や近鉄にも届けていきたいと思ひております。

それともう1点、今回、駅係員が時間短縮といいますか、日勤化、こういうことで言わ

れておりますけれども、この近鉄築山駅と下田駅の駅係員の配置計画について、どのようになろうとしているのか、お伺いしたいと思います。

**○村上県土マネジメント部次長（地域交通課長）** 近鉄大阪線の築山駅と近鉄下田駅の駅係員の勤務時間についてでございますが、これまでは午前6時20分から終電までとなっておりますが、平成26年12月21日からは、築山駅においては、午前10時から午後6時50分まで、近鉄下田駅については、午前9時から午後5時50分までに変更されるように伺っております。この変更の勤務時間については、平成26年11月よりポスターを駅に掲示いたしまして、地元の住民や利用者に対して周知が行われているという報告を受けております。いずれにしましても、大和高田市、香芝市の地元の自治体から、現在、新たな要望は出ていないと聞いておりますけれども、さらなる要望がございましたら、改めて近鉄に対して働きかけも行ってまいりますし、地元市町村から具体的にこうしたいという提案がございましたら、県としても一緒に知恵を出して検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○太田委員** 築山駅が午前10時から、近鉄下田駅が午前9時からということでございますので、朝一番混み合う時間帯には駅係員の方がいらっしゃる状況でございます。多くの学生の方々なども利用されるというのも見えておりますので、私もまた地元の声や要望を聞きながら、こちらについても、また引き続き近鉄や県にも要望していきたいと思えます。以上です。

**○上田委員長** ほかにございませんか。

**○川口委員** あまりこのことについて、発言はしたくないのだけれども、報告が出てきましたから、あえて尋ねねばならないという心境です。（一財）なら建築住宅センターの公益目的支出計画実施報告、公益目的財産額。おおよそ10年ほどかけて県並びに奈良市をはじめとする3市の共同で進められてきた事業、分離をして民間体制になったということですが、いろいろな公益的目的のための事業をなさることは結構なことだと思います。内容等に異論は挟みませんが、この実施報告の内容の建築・住宅に関する相談対応事業で、相談件数2,889件は常識的に見て、果たしてこれだけの対応ができるのかどうか、日曜・祝祭日を除いたら、大体、2,889件あれば、毎日10件の相談をしなければならぬということ。機械的な相談ではないと思う。機械的に、物事は処理できない。果たして10件も、どれだけの人員を、出向いての展開もあるわけだから、相談事業だからおおよそ事務所へおいでになっての相談事業だと思います。これを疑いたくはない

けれども、これは粉飾ではないかと。(一財)なら建築住宅センターのスタッフがどれぐらいいらっしゃるのかわかりませんが、この実施状況中、定期的ないろいろな案内文等、3,452件、2,392件、文書を発送したと、これは1日か2日でできると思います。つまり相談の対象になる人数というのはここに示される数字の内容だろうと思います。その他の人からの相談事業というのは、果たしてどれぐらいあるのかわかりませんが、この2,889件というのは、どうも理解しがたい。本当にこれ総務課はきちんとできていましたと言い切れるのかどうなのか、一体どのような人たちに、1件どれぐらいの時間がかかるのか、そういうことを考えたら、常識外れではないかと、納得できかねると私は思う。粉飾も甚だしいのではないかと。それを私は質問をするわけですが、質問する側の理解が非常に問題ですということであればおっしゃっていただければいいと思いますけれど、中身をきちんともう一度整理、精査をなさる必要があるのではないかとということで注文をつけておきたいと思います。

なお、この(一財)なら建築住宅センターにかかわってはずっと尾を引いていますけれど、コンサルティング、設計業者に、いろいろな意味での圧力をかけたり、うちを通さないとだめだぞというような脅迫じみた提起があるのです。断ったら、発注者の側に問題を投げかけて、うちを経由しないと、あなたのところは迷惑しますよというような意味の、いろいろな展開をなさっているということで、苦情がかなり届いているはずです。建築課にも届いているはずだと思うわけです。そういうことで、いずれにしても、この(一財)なら建築住宅センターの実情というのは、分離されたときから私が指摘をしているわけですけれども、そういう危惧が現実のものになっているように思うわけです。私のほうにも投書が来ています。これも後であげますけれど、いずれにいたしましても、もう少し、この(一財)なら建築住宅センターの実態を、いま一度検証をなさるべきだということを注文しておきたい。今、答弁を具体的にしようといっても、しにくかろうと思いますから、検証するかどうか、これだけ尋ねておきたいと思います。

**○林まちづくり推進局長** まず、1つ目の2,889件の内訳の話でございます。これは、ご説明に行ったとき、この話がございましたので、今、調べられる範囲で調べてまいりました。まず、(一財)なら建築住宅センターの職員の数ですけれども、36名おられます。それで、この相談の業務に当たっている人は、専任ではありませんけれども、20名で対応しているということでございます。これはヒアリングなどのときに聞いた内容でございますけれど、大体の相談件数の時間が30分程度ということでございまして、土曜日もある



けているようで、それでいきますと、大体20名で対応しているということで、ほかの業務も行いながらも、20名対応であれば30分ぐらいかけてやっても、年間、これぐらいの件数はできるのではないかと考えていますけれども、先ほどおっしゃったような形で、内容もさまざまだと思うのです。具体的な話で民間からというか、個人の方から、非常に重たい話とかがあれば、このような時間では済まないわけでございますので、その辺につきましても、報告ではきちんと内容が載っているのですけれども、疑義があるものにつきましても、さらに細かくチェックをしたいと思います。

それから、後でご指摘のあった話ですけれども、私も、そういううわさは聞いていたのですけれども、投書が来ているということなので、それを後でいただきまして、対応を考えたいと思います。以上でございます。

○川口委員 あかね、今、スタッフが30……。

(「6」と呼ぶ者あり)

36名といたら、今は事務所の維持経費、これ大変な額ですよ。果たしてそれぐらいのスタッフを抱え切るところの、要は財政、財源が整っているのかどうか。36名おりますと、これまた不思議でならない。これ以上いろいろやりとりをしても尽きないと思いますから、これにも疑義を感じるということだけ申し上げておきたい。いずれにしても、さらに検証なさる必要があるということだけ注文をつけておきますから、以上。

○上田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、これをもちまして、質疑等を終了します。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。